

令和7年度施行

業務設計書(公示用)

件名 北24条桜大橋環境調査業務

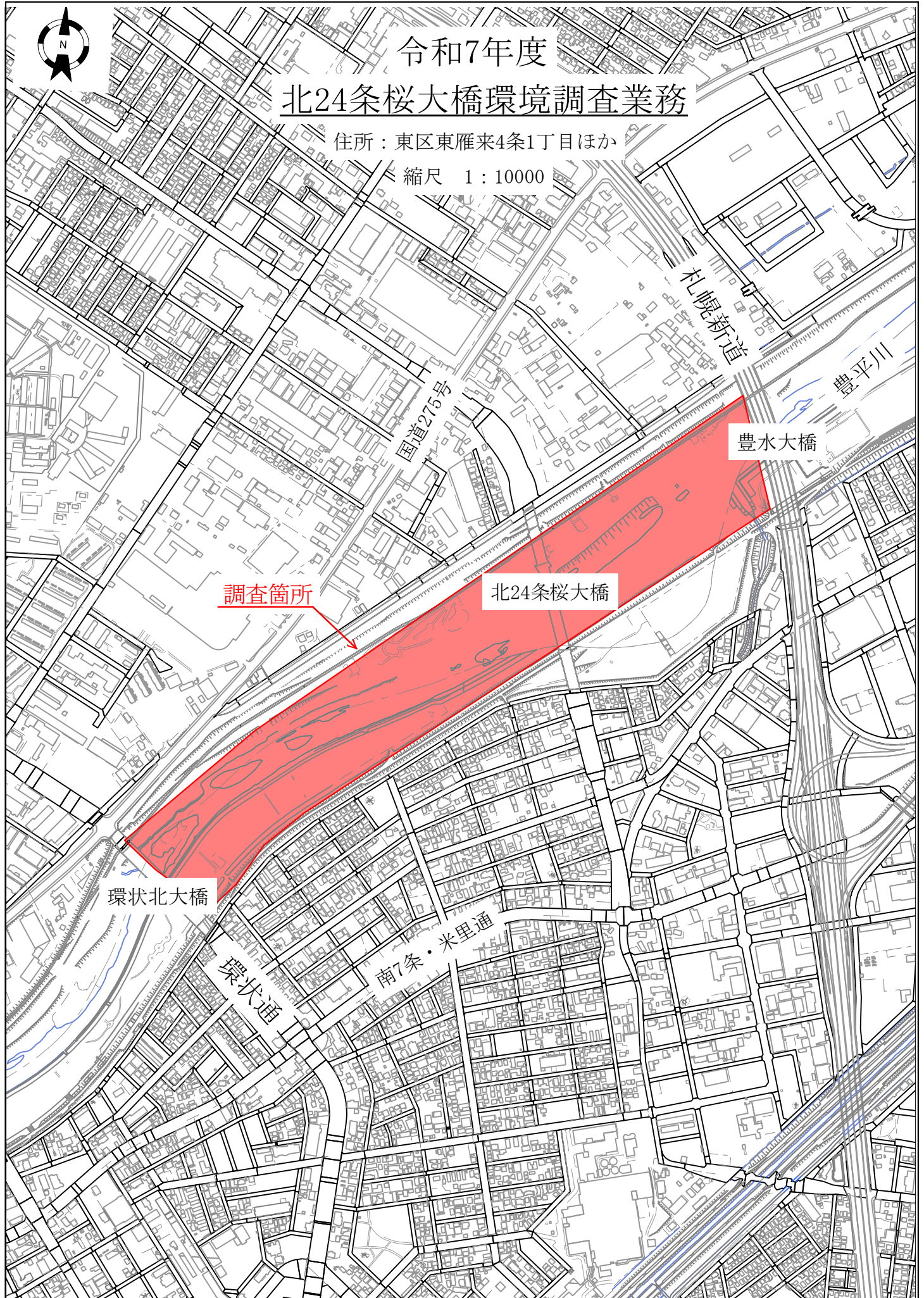
札幌市建設局土木部



令和7年度 北24条桜大橋環境調査業務

住所：東区東雁来4条1丁目ほか

縮尺 1 : 10000



豊水大橋

北24条桜大橋

調査箇所

環状北大橋

環状通

南7条・米里通

500m

役務の名称 北24条桜大橋環境調査業務

業 務 説 明

1. 役務の内容

本業務は、北24条桜大橋の整備事業に付随して、自然環境の現状を確認することを目的とする。
また、平成29年度に実施した環境調査において、橋脚の設置により流路形状の変化が確認され、
魚介類の生息状況への影響について言及があり、その現状の把握に努めるものである。

・ 現況調査 鳥類調査、昆虫類調査、魚介類調査

2. 履行場所

東区東雁来4条1丁目ほか

3. 役務の期間

契約締結日から令和8年3月16日までとする。

4. 仕様書及び特記仕様書

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に洩らしてはならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記
「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (3) その他の事項については、別紙特記仕様書による。
- (4) 本業務に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と連絡を取り、指示を受けること。

特記仕様書

1. 環境調査業務

○ 目的

北 24 条桜大橋の整備事業に付随して、自然環境の現状を確認することを目的とする。
また、平成 29 年度に実施した環境調査において、橋脚の設置により流路形状の変化が確認され、魚介類の生息状況への影響について言及があり、その現状の把握に努めるものである。

2. 業務項目

(1) 計画準備

環境調査の実施に向けて、調査計画の策定を行う。

(2) 現地調査（動物）

下記の調査を行う。なお業務にあたっては、「北 24 条大橋外 1 環境調査業務」（平成 22・23・24・29 年度実施）における環境調査の実績及び過年度の関係機関協議内容を踏まえ、適切な位置等を選定し調査を行うこと。

また、立入調査等に必要となる申請については関係機関と調整の上、許可を得た上で調査を行うこと。

1) 鳥類調査

北 24 条桜大橋周辺における鳥類への影響を把握するため、定点法及びラインセンサス法による現地調査を行い、生息する鳥類の把握を行う。定点法では北 24 条桜大橋周辺に地点を設けることとし、ラインセンサス法は豊平川緑地沿い、環状北大橋～豊水大橋間の約 1.5 km 区間を対象とする。

調査時期は、鳥類の繁殖期に該当する 6・7 月各 1 回及び厳冬期の 1 月計 3 回とする。

2) 昆虫類調査

北 24 条桜大橋周辺における昆虫類の影響を把握するため、任意採集による現地調査を行い、生息する昆虫類の把握を行う。新たに重要種が確認された場合、その種においても予測・評価を行うこととする。任意採集は、豊平川（右左岸）沿い、環状北大橋～豊水大橋間の約 1.5 km 区間を対象とする。調査時期は、昆虫類の最盛期に該当する夏季 6・7 月各 1 回の計 2 回とする。

3) 魚介類調査

北 24 条桜大橋周辺において魚介類の影響を把握するため、捕獲による現地調査を行い、生息する魚介類の把握を行う。

捕獲区間は北 24 条桜大橋架橋線上を中心に上下流各 250m 程度(計 500m 程度)とし、夏季・秋季各 1 回の計 2 回とする。

(3) 報告書作成

現地調査の結果を取りまとめ、報告書を作成する。

(4) 打合せ

打合せについては中間打合せ 1 回を計上している。

(5) 電子納品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」(以下、「手引き」という。)に基づいて行うものとする。
- 2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R 等)で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- 3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

(6) その他

- 1) 委託者は本業務を実施するにあたり、契約後すみやかに業務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出すること。
 - ・業務着手届
 - ・業務日程表
 - ・主任技術者指定通知書及び経歴書
- 2) 受託者は本業務の完了後、速やかに次の書類を提出すること。
 - ・完了届
 - ・成果品一式
- 3) 本業務の内容、実施について疑義を生じた場合は、担当職員と十分協議し、その指示に従うこと。
- 4) 受託者は、業務上知り得た事項を外部に漏洩、転用してはならない。また、個人情報の保護の観点より、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。
- 5) 積算にかかること
 - ・本業務に使用している積算歩掛は「北海道建設部 土木事業委託積算基準」による。
 - ・諸経費は、測量業務積算基準に基づくものとする。
 - ・現地調査 昆虫類 任意採取法については調査範囲 500m*500mの歩掛を準用している。
 - ・報告書作成については調査範囲により標準歩掛より 16%減じている。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約（再委託）)

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称

(2) 下請契約（再委託）する理由

(3) 下請契約（再委託）して処理する内容

(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報

(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....
(総括保護管理者)

.....
(保護管理者)

.....
☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- ☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記 3 (1) 従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

.....(連絡責任者).....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

令和 7 年 度

積算書（見積参考）

業務名： 北24条桜大橋環境調査業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、
契約上、これを拘束するものではありません。

令和 7 年 4 月 単価適用

建設局土木部道路課

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	北24条桜大橋環境調査業務	当 初	業務	測量業務	
					項目	環境調査	
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要
環境調査				式	1		
環境調査				式	1		
動物調査(現地調査)				式	1		
動物(報告書作成)				式	1		
打合せ				式	1		
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		
直接測量費				式	1		
間接測量費				式	1		
諸経費				式	1		
測量業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		

設計総括表（金抜き）

[illegible]

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	北24条桜大橋環境調査業務	当	初	業務	測量業務
						項目	環境調査
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
環境調査				式	1		
環境調査				式	1		
動物調査(現地調査)				式	1		
計画準備			動物	業務	1		単-1号
現地調査			鳥類 ラインセンサス 法	箇所	3		単-2号
現地調査			鳥類 定点法	箇所	3		単-3号
現地調査			昆虫類 任意採取法 500m*500m	季	2		単-4号
現地調査			魚介類 採集法	地点	2		単-5号
動物(報告書作成)				式	1		
報告書作成			現地調査 動物	業務	1		単-6号
打合せ				式	1		
打合せ等			中間打合せ1回	式	1		内-1号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	北24条桜大橋環境調査業務	当 初		業務	測量業務
						項目	直接経費
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費(測量)				式	1		内-2号
直接測量費				式	1		
間接測量費				式	1		
諸経費				式	1		
測量業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	打合せ等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 04 2025. 04 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	1. 5		
技師（A）			人	1. 5		
技師（B）			人	1. 5		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 04
歩掛適用年月	2025. 04
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

計画準備	動物		単位	業務	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
主任技師		人	0.6			
技師（A）		人	1.4			
技師（B）		人	2			
技師（C）		人	1.5			
計						
単価					円／業務	

単一2号

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2025. 04 2025. 04 1. 000-00000002000	
	単位	箇所	数量	1
単位	数量		摘要	
	2			
	2			
			円／箇所	

単一3号

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2025.04 2025.04 1.000-00000002000	
	単位	箇所	数量	1
単位	数量		摘要	
	2.6			
	2.7			
			円／箇所	

単一4号

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2025. 04 2025. 04 1. 000-00000002000	
	単位	季	数量	1
単位	数量		摘要	
	4. 5			
	4. 6			
			円／季	

単一5号

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制			2025.04 2025.04 1.000-00000002000	
	単位	地点	数量	1
単位	数量		摘要	
	2.6			
	2.7			
			円／地点	

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2025. 04
歩掛適用年月	2025. 04
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

報告書作成	現地調査 動物		単位	業務	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
技師（A）		人	2.688			
技師（B）		人	4.704			
計						
単価					円／業務	

位置図

